

秋葉区・区バス車両広告取扱基準

1. 目的

この基準は、新潟市秋葉区・区バス運行業務委託仕様書に定める広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2. 要件

掲載対象については、新潟市若しくは新潟市に隣接する市町村に事業所があるものとし、掲載広告の種別及び内容は、区バスの公共性と品位を損なう恐れのないものでなければならないものとし、次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 政治及び宗教活動に関わると認められるもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) その他公益上不適当と認められるもの

3. 広告設置箇所

広告設置箇所は、次のとおりとする。

- (1) 車外側面
- (2) 車外後方
- (3) 車内

4. 広告の規格、掲載料及び掲載期間

広告の規格及び掲載料は別表のとおりとする。掲載期間は原則1月単位で最大1年とし、掲載開始月の初日（運休日の場合はその翌日）から掲載終了月の末日（運休日の場合はその前日）までとする。掲載の再申し込みは妨げない。

なお、車内広告物について新潟市が主催・共催になるものについては掲載料の徴収は行わない。

5. 広告の募集

運行受託者は、広告掲載者を募集し、掲載希望者から広告申込書の提出を受けて掲載するものとする。掲載希望者多数の場合は抽選とする。

6. 掲載料徴収について

掲載料の徴収は、運行受託者が毎月行い、毎月の区バス運行経費にかかる請求額より差し引くこととする。

7. 広告物

運行受託者は、広告物設置前に掲載内容を秋葉区・区バス主管課と協議すること。

8. 広告掲載者の責任

広告掲載者は、掲載された広告物に関する一切の責任を負うものとする。ただし、市及び運行受託者の過失による生じた場合はこの限りでない。

広告の作成、掲載及び撤去作業は広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者の負担とする。

9. 広告掲載の取り消し

市は、広告掲載後でも、掲載上支障が生じた場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合徴収した掲載料は掲載が終了した月の分を除き返還するものとする。

広告掲載者から掲載の取り消しの申し出があった場合は、すでに徴収した掲載料は返還しないものとする。

10. 協議

この基準に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市及び運行受託者が協議のうえ、解決を図るものとする。

別表 広告掲載料金表

広告設置箇所	掲載規格（横×縦）	掲載期間	料金※1
車外側面	1800 mm×500 mm	1 月以上	6,000 円/月/枚
	1000 mm×500 mm	1 月以上	3,500 円/月/枚
車外・側面及び後部	800 mm×300 mm	1 月以上	3,000 円/月/枚
	500 mm×200 mm	1 月以上	2,000 円/月/枚
車内	B 3（横型）以内	1 月以上	1,500 円/月/枚

※ 料金は掲載料のみで作製料は含まない。車外の広告物は掲載者が強力マグネットシートで作製すること。

（附則）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。